

人材紹介申込書

下記【取引条件】および【お申込に関する確認事項】に同意のうえ、人材紹介サービスに申し込みます。

【申込者情報】

申込日			
フリガナ			
会社名	⑩		
所在地			
ご担当者名	(部署)	(役職)	(氏名)
ご連絡先	TEL:	Mail :	

【取引条件】

(1) 紹介手数料の料率・金額	別紙 手数料表の通り
(2) 想定年収	①想定年収は、「月額固定給」×12+「賞与」とする。 ※年俸制の場合には、賞与相当分も含んだ年俸額を想定年収とする。 ※1 年未満の雇用契約のときは、月額固定給の 12 ヶ月分に相当する金額に賞与を加算した金額を想定年収とする。 ②「月給固定給」は、「基本給」+「諸手当」とする。 「諸手当」には、いかなる名目・呼称であるかを問わず、採用決定者に毎月支給される「基本給」以外の一切のものを含む（ただし、通勤のための費用として支給される通勤手当に限り諸手当には含まない。）なお、同職種の従業員に対して平均的に支給されている残業代も、当該採用決定者に示された場合には諸手当に含む。また、固定残業代がある場合には、固定残業代も諸手当に含み、これに加えて、固定残業代を超過した部分で同職種の従業員に対して平均的に支給されている残業代も、当該採用決定者に示された場合は諸手当に含む。 ③「賞与」は、次のいずれかの条件を満たすものとする。なお、口頭・書面等の形式を問わず、本人に伝えられたものはすべて賞与に含まれる。 (a)現に本人に提示されたもの (b)支給されることが見込まれるもの (c)本人と同程度の年収の者に対し、前年度に平均的に支給されたもの ※賞与が金額の幅をもって提示されたときは「最高金額」を賞与とする。 ※賞与の支給の有無や、支給の金額が業績により決定されるとして、金額をもって提示されなかったときは、次のいずれかを「賞与」とする。 ・賞与査定基準額×前年度の実績賞与月数によって計算される額 ・本人と同程度の年収の者に対し前年度に支給された金額の総額 ※インセンティブ等の成果に応じた報酬を支給する場合は、全額支給時の金額の 50%を「賞与」に加える。
(3) 紹介手数料の支払規定	ご請求日：入社月の末日 お支払期限：入社月の翌月末日
(4) 紹介手数料の返還料率	入社前：100% 入社日から起算して 30 日以内の退職：80% 入社日から起算して 30 日を超え 90 日以内の退職 50% 入社日から起算して 90 日を超え 180 日以内の退職 10%
(5) 特約事項	